

富士吉田市告示第 1 1 6 号

富士吉田市身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則（令和 8 年規則第 15 号）をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

富士吉田市長 堀 内 茂

令和 8 年規則第 1 5 号

障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則等の一部を
改正する規則

(障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則の一部改正)

第 1 条 障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則（平成 2 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「受給資格の認定をした旨の通知書（様式第 1 号）」を「標準化様式（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき国が定める様式をいう。以下同じ。）による受給資格の認定をした旨の通知書」に改め、同条第 2 号中「特別障害者手当等を支給しない旨並びに特別障害者手当等の停止を解除した旨の通知書（様式第 2 号）」を「標準化様式による特別障害者手当等を支給しない旨並びに特別障害者手当等の停止を解除した旨の通知書」に改め、同条第 3 号中「受給資格がないと認めた旨の通知書（様式第 3 号）」を「標準化様式による受給資格がないと認めた旨の通知書」に改め、同条第 4 号中「受給資格が消滅した旨の通知書（様式第 4 号）」を「標準化様式による受給資格が消滅した旨の通知書」に改め、同条第 5 号中「通知書（様式第 5 号）」を「標準化様式による被災非該当通知書」に改める。

第 5 条第 2 号中「資格を喪失したときの届書（様式第 7 号）」を「標準化様式による資格を喪失したときの届書」に改める。

様式第 1 号から様式第 5 号までを次のように改める。

様式第 1 号から様式第 5 号まで 削除

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号 削除

(富士吉田市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第 2 条 富士吉田市身体障害者福祉法施行細則（平成 19 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「身体障害者更生指導台帳（様式第 1 号）」を「標準化様式（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき国が定める様式をいう。以下同じ。）による身体障害者更生指導台帳」に改める。

第 8 条中「身体障害者死亡通知書（様式第 8 号）」を「標準化様式による身体障害

者死亡通知書」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 削除

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 削除

（富士吉田市知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第 3 条 富士吉田市知的障害者福祉法施行細則（平成 19 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「知的障害者指導台帳（様式第 1 号）」を「標準化様式（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき国が定める様式をいう。以下同じ。）による知的障害者指導台帳」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 削除

（富士吉田市補装具費の支給に関する規則の一部改正）

第 4 条 富士吉田市補装具費の支給に関する規則（平成 19 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書（様式第 1 号）」を「標準化様式（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき国が定める様式をいう。以下同じ。）による補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に改め、同条第 2 項中「調査書（様式第 3 号）」を「標準化様式による調査書」に改め、同条第 3 項中「判定依頼書（様式第 4 号）」を「標準化様式による判定依頼書」に、「判定通知書（様式第 5 号）」を「標準化様式による判定通知書」に改める。

第 4 条第 1 項中「補装具支給決定通知書（様式第 6 号）」を「標準化様式による補装具支給決定通知書」に改め、「補装具費支給券（様式第 7 号から様式第 7 号の 3 まで。以下「支給券」という。）」を「標準化様式による補装具費支給券（以下「支給券」という。）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「様式第 7 号」を「標準化様式による補装具費支給券」に改め、同項第 2 号ア中「様式第 7 号」を「標準化様式による補装具費支給券」に改め、同号イ中「様式第 7 号の 2」を「標準化様式による補装具費支給券」に改め、同号ウ中「様式第 7 号の 3」を「標準化様式による補装具費支

給券」に改め、同条第3項中「却下決定通知書（様式第8号）を「標準化様式による却下決定通知書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第3号から様式第8号までを次のように改める。

様式第3号から様式第8号まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の次に掲げる規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（1） 障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則

（2） 富士吉田市身体障害者福祉法施行細則

（3） 富士吉田市知的障害者福祉法施行細則

（4） 富士吉田市補装具費の支給に関する規則

富士吉田市告示第 1 1 7 号

富士吉田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱の一部を改正する要綱（令和 8 年訓令甲第 32 号）をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

富士吉田市長 堀 内 茂

令和 8 年訓令甲第 3 2 号

富士吉田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱の一部
を改正する要綱

富士吉田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱(平成 19 年
訓令甲第 14 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、現行の欄にあつては「改正部分」と、
改正案の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分
を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

現行	改正案
(略) (請求) 第 10 条 登録事業者は、市長に対して 補装具費を請求する場合には、 <u>代理受 領に係る補装具費支払請求書兼委任 状(様式第 6 号)</u> に支給券を添えて請 求しなければならない。 2 (略) (略)	(略) (請求) 第 10 条 登録事業者は、市長に対して 補装具費を請求する場合には、 <u>標準化 様式(地方公共団体情報システムの標 準化に関する法律(令和 3 年法律第 4 0 号)に基づき国が定める様式をい う。)</u> による代理受領に係る補装具費 <u>支払請求書兼委任状</u> に支給券を添え て請求しなければならない。 2 (略) (略)

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令甲による改正前の富士吉田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

富士吉田市告示第 1 1 8 号

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び富士吉田市会計年度
任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年規則第 16
号）をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

富士吉田市長 堀 内 茂

令和 8 年規則第 1 6 号

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び富士吉田市会計
年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年規則第
3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条（見出しを含む。）中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(富士吉田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 富士吉田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規
則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。